

千葉県警察柔剣道段級審査要綱

平成11年4月1日  
本部訓令第14号

〔沿革〕 平成26年5月本部訓令第12号 令和3年12月本部訓令第20号

千葉県警察柔剣道段級審査要綱を次のように定める。

千葉県警察柔剣道段級審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の柔道及び剣道（以下「柔剣道」という。）の段級を審査し、適正なる段級を授与して技能の向上を図ることを目的とする。

(段級の種類)

第2条 この要綱により授与する柔剣道の段級は、次のとおりとする。

- 一級
- 初段
- 弐段
- 参段

(柔道の段級表示)

第3条 柔道の段級表示は、有段者は黒帯とし、その他は白帯とする。

(審査の実施)

第4条 段級審査の実施及び合格者の決定は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が行うものとする。ただし、初任科生及び初任補修科生の段級審査の実施は警察学校長が行うものとし、その実施結果について教養課長に報告するものとする。

2 教養課長は、前項の規定により段級審査の合格者を決定したときは、警察事務総合システム運用要綱（令和2年本部訓令第30号）に定める人事管理システムに登録するものとする。

(審査の資格)

第5条 審査を受ける者の段級別の資格は、次のとおりとする。

段級別	資格	
	柔道	剣道
一級	制限なし	
初段	一級取得後3か月以上	
弐段	初段取得後1年6か月以上	初段取得後1年以上
参段	弐段取得後2年以上	

(審査の方法)

第6条 段級審査は、一級は学科及び実技について、初段以上は学科、実技及び形について柔（剣）道段級審査基準（別表）により行う。

(採点基準)

第7条 採点基準は、次のとおりとする。

段級別	審査種目	学科	実技	形	総得点
一級		30	70		100
初段		20	60	20	
弐段					
参段					

(合格者)

第8条 前条に定める採点基準により70点以上を得た者を合格者とする。

(合格者の通知)

第9条 教養課長は、前条の合格者を、関係所属長に通知するものとする。

(他機関の行った段級審査の効力)

第10条 次に掲げる者については、第6条に規定する審査を行わないで段級審査に合格したものとみなす。

- (1) 講道館又は全日本剣道連盟から授与された段級を有する者
  - (2) 他の警察本部の段級審査会から授与された段級を有する者
- (その他必要な事項)

第11条 この要綱のほか、段級審査に関し必要な事項は別に定めることができる。

以下様式等省略